

第21期 第6回福岡県内水面漁場管理委員会 次第

1 日 時 令和4年5月23日（月） 14：00～

2 場 所 福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 第5種共同漁業権にかかる増殖目標数量に関する委員会告示について（協議）

(2) 令和3年度シラスウナギの採捕状況について（報告）

(3) 内水面における区画漁業の漁場計画（素案）について（報告）

(4) 共同漁業権の切替について（報告）

(5) その他

福岡県内水面漁場管理委員会告示第1号(案)

漁業法(昭和24年法律第267号)第171条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の免許にかかる令和4年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期するため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

令和4年 月 日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

漁業権番号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量
内 共 第1号	矢 部 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流 移 植 放 流	70,000尾 100,000尾
		こ い	—	—
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	3,000尾
		や ま め	種 苗 放 流	15,000尾
		おいかわ	種 苗 放 流 産卵床造成	700,000尾 10カ所
		う ぐ い	産卵床造成	8カ所
		す っ ぽ ん	種 苗 放 流	500尾
		か に	種 苗 放 流	2,000尾
		え び	種 苗 放 流	10,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒(受精卵)
		内 共 第2号	下 筑 後 川 漁業協同組合	こ い
ふ な	種 苗 放 流			100キログラム
う な ぎ	種 苗 放 流			6,000尾
おいかわ	種 苗 放 流			50,000尾
す っ ぽ ん	種 苗 放 流			500尾
か に	種 苗 放 流			5,000尾
え び	種 苗 放 流			50,000尾

漁業権 番 号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量
内 共 第 2 号	筑 後 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流 人工ふ化放流	150,000尾 30,000,000粒（受精卵）
		こ い	—	—
		ふ な	種 苗 放 流	200キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	3,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3カ所
		か に	種 苗 放 流	3,000尾
		え び	種 苗 放 流	5,000尾
	甘 木 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流	20,000尾
		こ い	—	—
		う な ぎ	種 苗 放 流	1,200尾
		やまめ	種 苗 放 流	15,000尾
		おいかわ	産卵床造成	2カ所
		か に	種 苗 放 流	4,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	5,000,000粒（受精卵）
内 共 第 3 号	下 筑 後 川 大 野 島 上 新 田 川 柳 口 柳 浜 川 沖 武 端 漁業協同組合	こ い	—	—
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	6,000尾
		か に	種 苗 放 流	3,000尾
		え び	種 苗 放 流	20,000尾
内 共 第 5 号	八 木 山 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流	10,000尾
		こ い	—	—

漁業権 番 号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量
内 共 第 6 号	京 二 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流	15,000尾
		こ い	—	—
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	1,200尾
		や ま め	種 苗 放 流	2,000尾
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		すっぽん	種 苗 放 流	200尾
		か に	種 苗 放 流	2,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）
内 共 第 7 号	京 二 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流	10,000尾
		こ い	—	—
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	1,200尾
		や ま め	種 苗 放 流	2,000尾
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		すっぽん	種 苗 放 流	200尾
		か に	種 苗 放 流	2,000尾
		内 共 第 8 号	岩 岳 川 漁業協同組合	あ ゆ
こ い	—			—
あ ま ご	種 苗 放 流			1,000尾
おいかわ	産卵床造成			3カ所
内 共 第 9 号	犬 山 漁業協同組合	こ い	—	—
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）

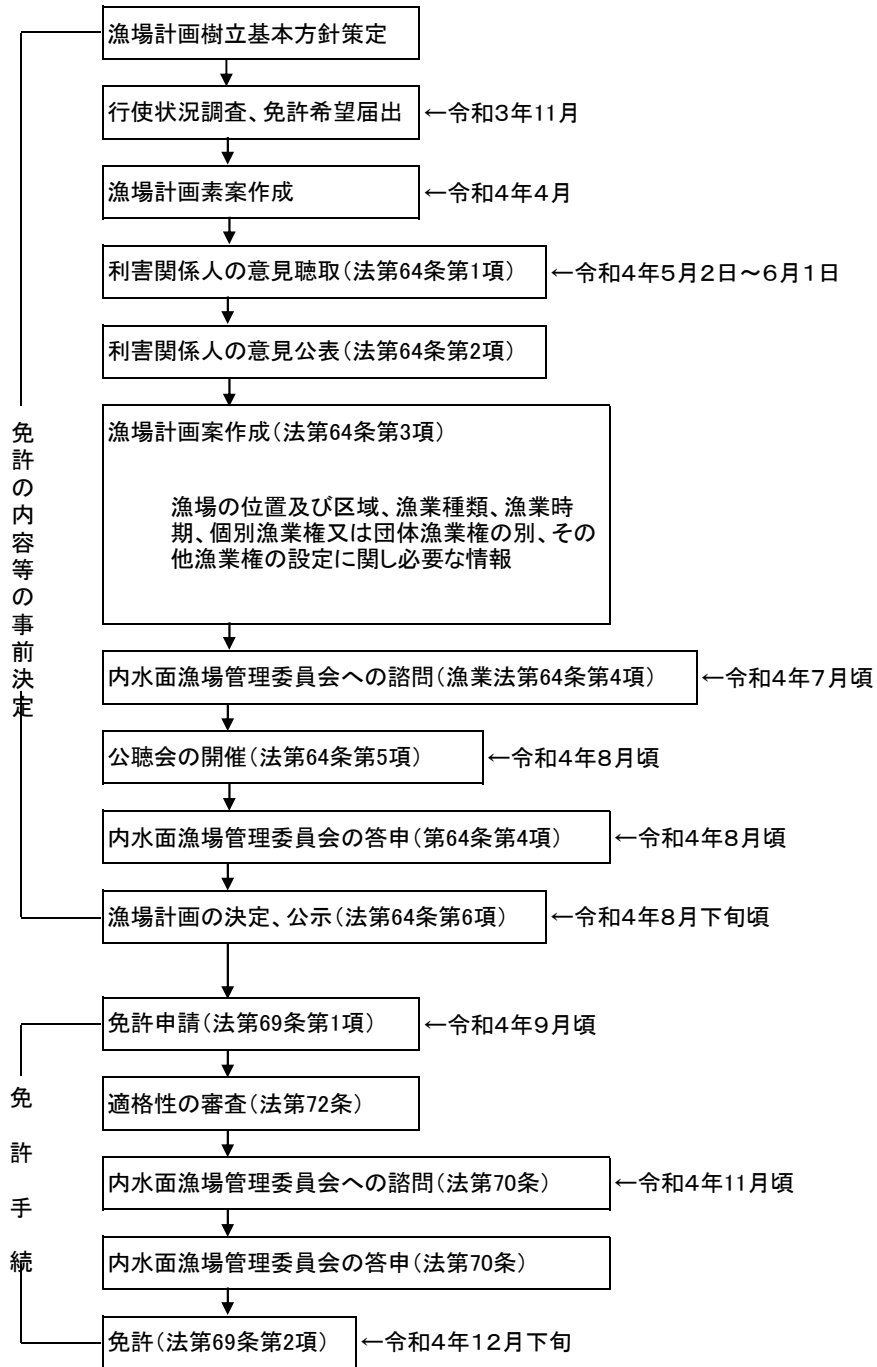
令和3年度増殖目標と増殖実績

漁業権番号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量	R3実績
内共第1号	矢部川漁業協同組合	あゆ	種苗放流	70,000 尾	118,500 尾
			移植放流	100,000 尾	83,000 尾
			産卵床造成	カ所	2 カ所
		こい	—	—	—
		ふな	種苗放流	100 kg	0 kg
		うなぎ	種苗放流	3,000 尾	7,650 尾
		やまめ	種苗放流	15,000 尾	4,000 尾
		おいかわ	種苗放流	700,000 尾	420,000 尾
			産卵床造成	10 カ所	1 カ所
		うぐい	産卵床造成	8 カ所	0 カ所
		すっぽん	種苗放流	500 尾	0 尾
		かに	種苗放流	2,000 尾	8,000 尾
		えび	種苗放流	10,000 尾	0 尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	300 万粒	0 万粒
内共第2号	下筑後川漁業協同組合	こい	—	—	—
		ふな	種苗放流	100 kg	350 kg
		うなぎ	種苗放流	6,000 尾	9,700 尾
		おいかわ	種苗放流	50,000 尾	尾
			産卵床造成	カ所	1 カ所
		すっぽん	種苗放流	500 尾	0 尾
		かに	種苗放流	5,000 尾	30,000 尾
	えび	種苗放流	50,000 尾	8,600 尾	
	筑後川漁業協同組合	あゆ	種苗放流	150,000 尾	117,500 尾
			人工ふ化放流	3,000 万粒	1,260 万粒
			産卵床造成	カ所	5 カ所
		こい	—	—	—
		ふな	種苗放流	200 kg	100 kg
		うなぎ	種苗放流	3,000 尾	3,000 尾
		おいかわ	産卵床造成	3 カ所	2 カ所
		すっぽん	種苗放流	尾	300 尾
		かに	種苗放流	3,000 尾	10,000 尾
		えび	種苗放流	5,000 尾	0 尾
	甘木漁業協同組合	あゆ	種苗放流	20,000 尾	22,400 尾
		こい	—	—	—
		ふな	種苗放流	kg	30 kg
		うなぎ	種苗放流	1,200 尾	1,500 尾
		やまめ	種苗放流	15,000 尾	630 尾
		おいかわ	種苗放流	尾	120,000 尾
産卵床造成			2 カ所	0 カ所	
かに		種苗放流	4,000 尾	4,700 尾	
わかさぎ	人工ふ化放流	500 万粒	0 万粒		

令和3年度増殖目標と増殖実績

漁業権番号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量	R3実績
内共第3号	下筑後川漁業協同組合 大川漁業協同組合 大野島漁業協同組合 上新田漁業協同組合 川口漁業協同組合 柳川漁業協同組合 浜武漁業協同組合 沖端漁業協同組合	こい	—	—	—
		ふな	種苗放流	100 kg	90 kg
		うなぎ	種苗放流	6,000 尾	3,900 尾
		かに	種苗放流	3,000 尾	700 尾
		えび	種苗放流	20,000 尾	0 尾
		内共第5号	八木山漁業協同組合	あゆ	種苗放流
		こい	—	—	—
内共第6、7号	京二川漁業協同組合	あゆ	種苗放流	25,000 尾	41,000 尾
		こい	—	—	—
		ふな	種苗放流	200 kg	50 kg
		うなぎ	種苗放流	2,400 尾	2,500 尾
		やまめ	種苗放流	4,000 尾	8,000 尾
		おいかわ	産卵床造成	2 カ所	6 カ所
		すっぽん	種苗放流	400 尾	0 尾
		かに	種苗放流	4,000 尾	6,700 尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	300 万粒	0 万粒
内共第8号	岩岳川漁業協同組合	あゆ	種苗放流	20,000 尾	3,420 尾
		こい	—	—	—
		あまご	種苗放流	1,000 尾	1,700 尾
		おいかわ	産卵床造成	3 カ所	0 カ所
内共第9号	犬山漁業協同組合	こい	—	—	—
		ふな	種苗放流	100 kg	100 kg
		おいかわ	産卵床造成	1 カ所	0 カ所
		わかさぎ	人工ふ化放流	300 万粒	0 万粒

区画漁業権の免許設定までの手続き(案)



【漁業法】

第69条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

第70条 前条第一項の免許の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

- 第171条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
 - 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に有する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
 - 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

福岡県内水面漁業漁場計画（素案）

1 福岡県内水面漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項

① 公示番号 内区第1号

ア 漁場の位置 朝倉市屋永6023-2外

イ 漁場の区域 基点第1号と基点第2号を結ぶ直線と基点第3号と基点第4号を結ぶ直線
の間の黄金川の区域

基点第1号 朝倉市屋永198に接する黄金川の右岸に設置した標識

基点第2号 朝倉市屋永198に接する黄金川の左岸に設置した標識

基点第3号 朝倉市屋永3082-1の黄金川の右岸に設置した標識

基点第4号 朝倉市屋永3082-1の黄金川の左岸に設置した標識

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（すいぜんじのり養殖業）

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 条件 なし

② 公示番号 内区第2号

ア 漁場の位置 朝倉市屋永6023-4外

イ 漁場の区域 基点第5号と基点第6号を結ぶ直線と小机橋（朝倉市屋永2716-1及
び朝倉市屋永3542-1）の下流端の線との間の黄金川の区域

基点第5号 朝倉市屋永267-3に接する黄金川の右岸に設置した標識

基点第6号 朝倉市屋永267-3に接する黄金川の左岸に設置した標識

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（すいぜんじのり養殖業）

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 条件 なし

③ 公示番号 内区第3号

ア 漁場の位置 筑紫野市天拝坂6丁目2-1

イ 漁場の区域 水石谷池の全水域

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第二種区画漁業（こい・ふな養殖業）

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 条件 なし

④ 公示番号 内区第4号

ア 漁場の位置 筑紫野市天拝坂1丁目5-1
イ 漁場の区域 狐谷池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（こい・ふな養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑤ 公示番号 内区第5号

ア 漁場の位置 筑紫野市塔原西2丁目555-1外
イ 漁場の区域 原口池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（こい・ふな養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑥ 公示番号 内区第6号

ア 漁場の位置 筑紫野市塔原西1丁目957-2
イ 漁場の区域 脇田池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（こい・ふな養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑦ 公示番号 内区第7号

ア 漁場の位置 宗像市村山田1400-1
イ 漁場の区域 青木原池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑧ 公示番号 内区第8号

ア 漁場の位置 宗像市日の里5丁目2-4
イ 漁場の区域 蓮池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑨ 公示番号 内区第9号

ア 漁場の位置 古賀市薦野197
イ 漁場の区域 鍋谷池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑩ 公示番号 内区第10号

ア 漁場の位置 古賀市薦野282
イ 漁場の区域 小野池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑪ 公示番号 内区第11号

ア 漁場の位置 古賀市薦野345外
イ 漁場の区域 山ノ神池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑫ 公示番号 内区第12号

ア 漁場の位置 糸島市大字井原2250
イ 漁場の区域 整理池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（こい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑬ 公示番号 内区第13号

- ア 漁場の位置 糸島市大字山北415
- イ 漁場の区域 新池の全水域
- ウ 漁業の種類及び漁業時期
 - 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 - 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- カ 条件 なし

⑭ 公示番号 内区第14号

- ア 漁場の位置 糸島市大字山北289
- イ 漁場の区域 山北池の全水域
- ウ 漁業の種類及び漁業時期
 - 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 - 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- カ 条件 なし

⑮ 公示番号 内区第15号

- ア 漁場の位置 糸島市大字山北259-1
- イ 漁場の区域 井田池の全水域
- ウ 漁業の種類及び漁業時期
 - 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 - 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- カ 条件 なし

⑯ 公示番号 内区第16号

- ア 漁場の位置 福津市本木866-1
- イ 漁場の区域 一築区池の全水域
- ウ 漁業の種類及び漁業時期
 - 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 - 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- カ 条件 なし

⑰ 公示番号 内区第17号

- ア 漁場の位置 福津市本木5-1
- イ 漁場の区域 小越池の全水域
- ウ 漁業の種類及び漁業時期
 - 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 - 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑱ 公示番号 内区第18号

ア 漁場の位置 福津市本木71-1
イ 漁場の区域 金江池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑲ 公示番号 内区第19号

ア 漁場の位置 宮若市山口4623-1
イ 漁場の区域 鳴水池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑳ 公示番号 内区第20号

ア 漁場の位置 田川郡福智町伊方484-1
イ 漁場の区域 大原溜池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

㉑ 公示番号 内区第21号

ア 漁場の位置 田川郡福智町伊方476
イ 漁場の区域 朝倉溜池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

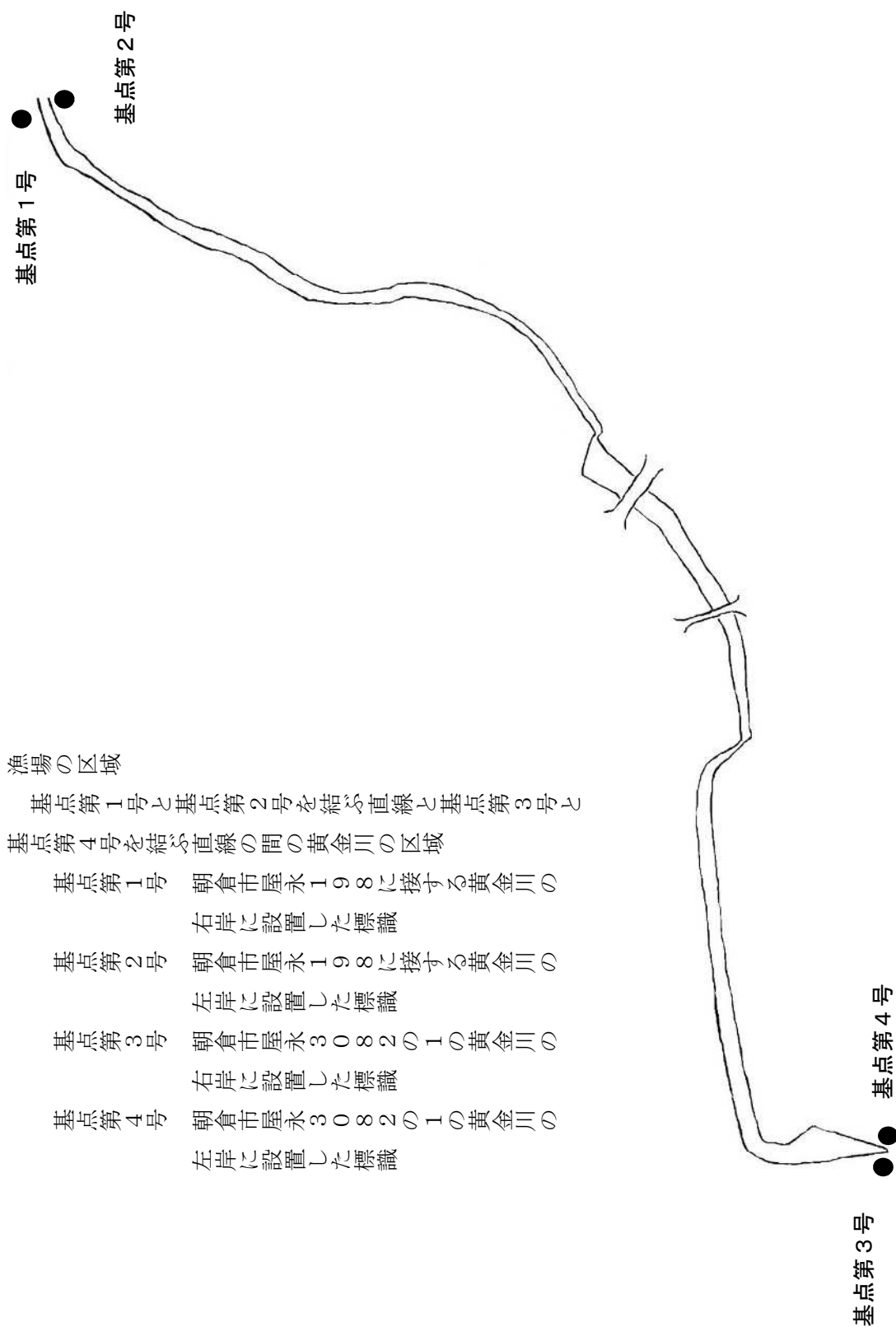
- 2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項
 - （1）内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 別添1のとおり
 - （2）漁場図 別添2のとおり

- 3 免許予定日
 - （1）内区第1号から内区第21号まで 令和5年1月1日

- 4 3に係る申請期間 令和4年9月1日から同年9月30日まで

- 5 類似漁業権以外の漁業権 内区第18号

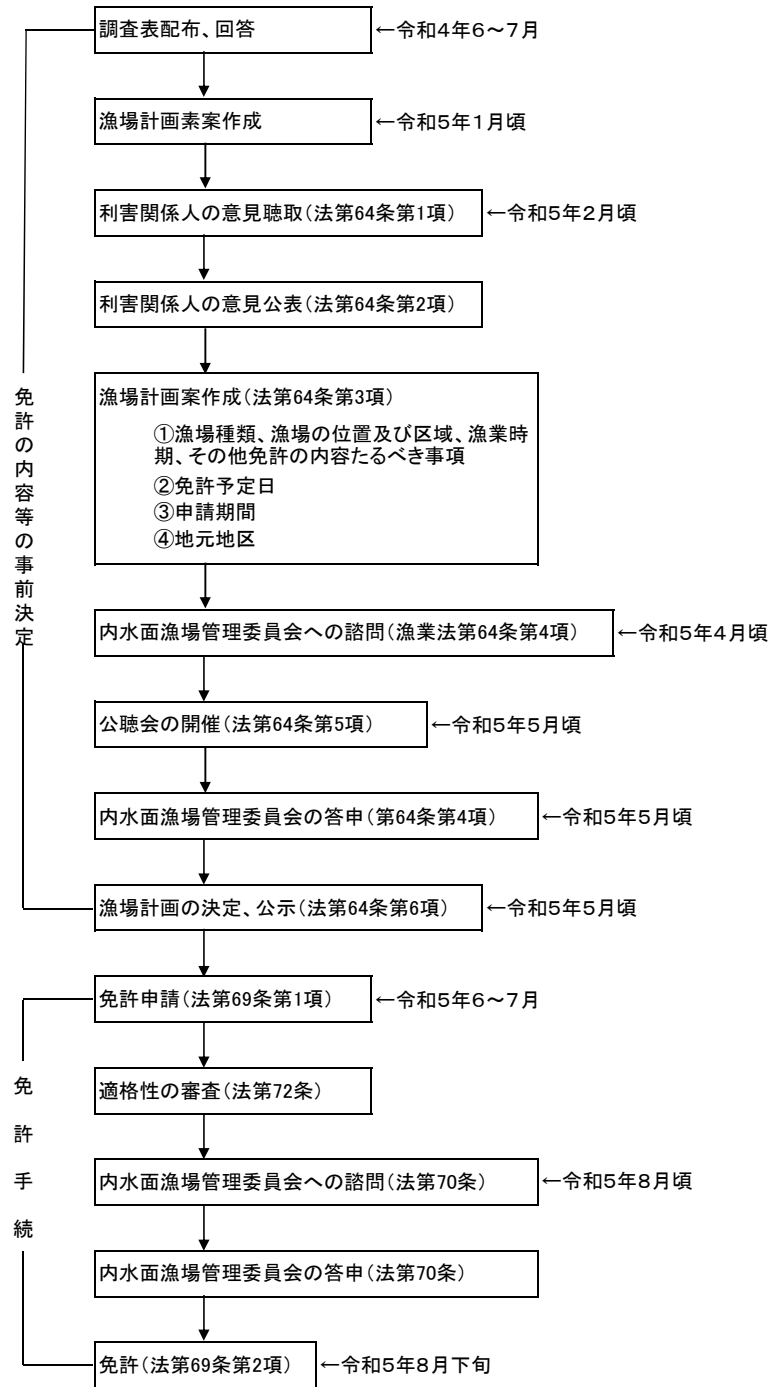
内区第1号漁業権漁場図



内区第2号漁業権漁場図



共同漁業権の免許設定までの手続き(案)



【漁業法】

第69条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

第70条 前条第一項の免許の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

第171条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に有する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

漁業権一覧(現行)

漁業権番号	漁業の種類	漁業権対象種	漁場の位置(概略)	漁業権者
内共第1号	第一種共同漁業	しじみ	矢部川	矢部川漁業協同組合
	第五種共同漁業	あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、おいかわ、うぐい、すっぽん、かに、えび、わかさぎ		
内共第2号	第五種共同漁業	あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、すっぽん、かに、えび、わかさぎ、やまめ	筑後川(上流)	筑後川漁業協同組合 甘木漁業協同組合 下筑後川漁業協同組合
内共第3号	第一種共同漁業	しじみ	筑後川(下流)	下筑後川漁業協同組合 大川漁業協同組合 大野島漁業協同組合 上新田漁業協同組合 川口漁業協同組合 柳川漁業協同組合 浜武漁業協同組合 沖端漁業協同組合 佐賀県有明海漁業協同組合
	第五種共同漁業	こい、ふな、うなぎ、かに、えび		
内共第5号	第五種共同漁業	あゆ、こい	八木山川	八木山川漁業協同組合
内共第6号	第一種共同漁業	しじみ	今川	京二川漁業協同組合
	第五種共同漁業	あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、おいかわ、すっぽん、かに、わかさぎ		
内共第7号	第一種共同漁業	しじみ	祓川	岩岳川漁業協同組合
	第五種共同漁業	あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、おいかわ、すっぽん、かに		
内共第8号	第五種共同漁業	こい、あゆ、あまご(えのは)、おいかわ	岩岳川	岩岳川漁業協同組合
内共第9号	第五種共同漁業	こい、ふな、おいかわ、わかさぎ	花宗池	犬山漁業協同組合
内共第10号	第一種共同漁業	しじみ	筑後川(上流)	下筑後川漁業協同組合